

各 県 立 高 等 学 校 長 殿
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 殿

教 育 長

県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）

このことについて、県内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除されたこと等を受け、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」（以下、「ガイドライン」という。）における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを次のとおり予定します。

1 段階的再開の期間等の変更（前倒し）の内容について

- 「分散登校Ⅱ」及び「時差短縮Ⅰ」までは、当初の予定のとおりとする。
- 「時差短縮Ⅱ」（7月6日～8月29日）の期間中である、7月上旬（6月19日から概ね3週間後）における県内の感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日（月曜日）から「通常登校」に移行する。

再開の段階	当初予定の期間	変更後の期間	教育活動の概要	生徒数	始業
分散登校Ⅱ	6月22日(月曜日)から 6月27日(土曜日)まで	予定通り	生徒は週3回登校 40分×3時間 午前・午後に学年の半数ずつ登校 在校時間は3時間以内、昼食なし	20名/室	午前部 9:50 午後部 13:00
時差短縮Ⅰ	6月29日(月曜日)から 7月4日(土曜日)まで	予定通り	生徒は毎日登校 40分×3時間 在校時間は4時間以内、昼食可	40名/室	9:50
時差短縮Ⅱ	7月6日(月曜日)から 8月29日(土曜日)まで	7月6日(月曜日)から 7月11日(土曜日)まで	生徒は毎日登校 40分×6時間 昼食あり	40名/室	9:20
通常登校	8月31日(月曜日)から	7月13日(月曜日)から	生徒は毎日登校(土曜は学校の判断) 50分×6時間(学校による) 昼食あり	40名/室	8:40
部活動	感染症対策をとりながら「時差短縮Ⅰ」から段階的に実施。ただし、代替大会に伴う特例措置あり。「通常登校」から同様の対策のもと通常通り実施。				
学校行事	[基本的な考え方] 「通常登校」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。実施する場合には、感染防止に万全の措置を講じること。				
	学校行事	実施に当たっての方針等(例)			
	遠足 修学旅行 (国内)	「通常登校」となるまで「延期」。その後は、長時間移動することや、宿泊を伴う場合は集団で宿泊することによる感染リスクについて、県内や旅行先の感染状況を見極めて、「校長判断」により実施を可とする。 実施する場合は、国が6月23日に示した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)」に基づいた、万全の対応をとること。			

	文化祭 体育祭	「通常登校」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。実施する場合には、感染防止に万全の措置を講じること。 特に、不特定多数の人が学校に出入りすることによる生徒への感染リスクを避けるための措置を講じること。
	学校説明会	「通常登校」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。実施する場合には、一度に参加する人数を抑えたり、時間を短縮したりするなど、感染防止に万全の措置を講じること。 ホール等の定員が明確な施設で実施する場合は、参加人数について、県の対処方針におけるイベントの開催基準（収容定員に対する参加人数の割合を半分以上とする）に従うこと。

2 今後の対応について

- これまで、県立高校等において、毎日行っている校内の消毒作業や毎朝の健康チェックをはじめとした感染症対策を実施していることから、今後とも、そうした基本的な感染症対策の徹底を図るなど、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じるとともに、より一層学習活動の充実を図り、生徒の学びの保障に取り組むこと。
- 相当長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症と共に生きていかなければならないという認識の下、今後とも、授業においてICTを活用した学習を推進するほか、オンラインによる学習も活用する。感染の第2波、第3波の懸念に対しても、こうした学習の充実を図ることで対応できるよう、取り組むこと。
- 生徒及び教職員が罹患した場合、状況を的確に把握した上で、濃厚接触者の特定ができるまでの間、原則として臨時休業とし、校内の消毒作業を徹底する。その後、保健所等や学校医の意見を踏まえ、保健体育課と協議の上、臨時休業の実施、期間について決定すること。
- 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。
- 生徒の通学時間帯について特段の配慮が必要であると校長が判断する場合は、県教育委員会と協議の上、「通常登校」移行後においても、時差通学の実施を可能とする。

問合せ先

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話 (045)210-8260 (直通)

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、小松

電話 (045)210-8315 (直通)